

特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書について

この申告書は上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡所得について、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することを希望する際に提出が必要となります。

1 申告に必要な書類等

- ・ 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書
- ・ 本人確認書類
- ・ 確定申告書・付表の控（写）
- ・ 印鑑
- ・ 年間取引報告書・支払通知書等所得の内容がわかる書類（写）

2 申告期限

その年度の納税通知書・税額通知書が送達される日までに、申告書を提出しなければ、所得税と異なる課税方式を選択することができませんのでご注意ください。

3 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書記載要領（記入方法）

確定申告した（予定含む）上場株式等の所得 ※損益通算前			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	㉞ 円	㉠ 円
	分離課税分	㉡ 円	
上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収選択口座内のものに限り）		㉣ 円	㉢ 円

㉞ 確定申告書第一表の配当の所得金額を記入してください。

（上場株式以外の配当所得がある場合は上場株式の配当に係る金額のみを記入してください。）

㉡ 確定申告書第三表の上場株式等の配当等に係る所得金額を記入してください。

㉣ 確定申告書第三表の上場株式等の譲渡に係る所得金額を記入してください。

（源泉徴収ありの特定口座内の譲渡所得のみを記入してください。）

㉡、㉣の記載にあたっては、㉡㉣間で損益通算している場合はその損益通算前の金額を入力してください。

㉠ 確定申告書B様式第二表の「住民税・事業税に関する事項」（A様式は「住民税に関する事項」）の「配当割額控除額」の金額を記入してください。

㉢ 確定申告書B様式第二表の「住民税・事業税に関する事項」の「株式等譲渡所得割額控除額」の金額を記入してください。【A様式にはこの欄はありません】

1 上記の確定申告をした上場株式等の所得について、住民税では申告しません。（申告不要制度を適用）

2 上記の確定申告をした上場株式等の所得について、住民税では下記のとおりとします。

《 2を選択した場合に記入してください。 》			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	㉦ 円	
上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収選択口座内のものに限り）		㉧ 円	円

- ・ 所得税で申告した上場株式の配当・譲渡所得を住民税では申告しない場合は、1に○をつけてください。
- ・ 所得税と異なる金額で申告する場合や異なる課税方式を選択する場合は、2に○をつけた上で住民税で申告する金額を記入してください。

㉦、㉧の記載にあたっては、損益通算前の金額を記入してください。
同一口座内の配当所得は申告するか申告不要とするかを統一してください。